

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 (略) <u>平成 23 年 3 月 30 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>(保険契約の締結等)</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、保険契約の締結、保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を、申込みのあった月の翌月（保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過する以前に保険金支払限度額の増額に係る申し込みがあった場合には、3 月を経過した月）の 1 日に行う。ただし、1 日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に行う。</p> <p>2 保険金支払限度額は、約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中であって、保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過した以降 1 回に限り増額することができる。ただし、次条第 3 項本文に定める方法による保険料の分割納付をする場合は、二回目に納付すべき保険料を納付した後でなければ保険金支払限度額を増額することはできない。</p> <p>3 仕向国は、約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中に限り追加することができる。</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>(保険契約の締結等)</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、保険契約の締結、保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を、申込みのあった月の翌月（保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過する以前に保険金支払限度額の増額に係る申し込みがあった場合には、3 月を経過した月）の 1 日に行う。ただし、1 日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に行う。</p> <p>2 保険金支払限度額は、約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中であって、保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過した以降 1 回に限り増額することができる。ただし、次条第 3 項本文に定める方法による保険料の分割納付をする場合は、二回目に納付すべき保険料を納付した後でなければ保険金支払限度額を増額することはできない。</p> <p>3 仕向国は、約款第 2 条に規定する保険関係成立期間中に限り追加することができる。</p> <p><u>4 約款第 2 条に規定する引受保険金額上限額は、保険金支払限度額の合計額（第 2 項の規定により保険金支払限度額の増額が行われた場合には、増額後の合計額）の 20 倍とする。ただし、保険関係が成立する輸出契約等に係る保険金額の累計額が、保険金支払限度額の 20 倍を超える可能性があるとき日本貿易保険が認めた場合は、20 倍を超えて設定することができる。</u></p>	

- 4 日本貿易保険は、同一被保険者について、約款による2以上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。
- 5 約款第8条第5項に規定する被保険者は、保険利用者名(シッパーコード) ごととする。
- 6 日本貿易保険は、下記に掲げる場合については、保険契約の締結を制限することができる。
- 一 保険関係成立期間に締結される輸出契約等が次のいずれかに該当すると認められる場合
 - イ 限度額設定型貿易保険の取扱いについて(平成15年3月14日03-制度-00020)に定める基準に適合しない
 - ロ 取引上の危険が大である
 - 二 保険契約者が、約款第22条第4項に基づき日本貿易保険により保険契約を解除された場合
 - 三 前号に掲げる場合ほか、保険契約の締結が限度額設定型貿易保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合

第4条 ～ 第6条 (略)

(仮陸揚貨物の取扱い)

第7条 約款第3条第1号又は第2号に規定する仲介貿易貨物には、積替え等のため本邦を経由する外国貨物であって、平成19年3月28日付け55貿局第4号「外国為替及び外国貿易法(輸入関係)基本通達」の1-4-3仮陸揚貨物の解釈で定める貨物を含むものとする。

第8条 ～ 第17条 (略)

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

- 5 日本貿易保険は、同一被保険者について、約款による2以上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。
- 6 約款第8条第5項に規定する被保険者は、保険利用者名(シッパーコード) ごととする。
- 7 日本貿易保険は、下記に掲げる場合については、保険契約の締結を制限することができる。
- 一 保険関係成立期間に締結される輸出契約等が次のいずれかに該当すると認められる場合
 - イ 限度額設定型貿易保険の取扱いについて(平成15年3月14日03-制度-00020)に定める基準に適合しない
 - ロ 取引上の危険が大である
 - 二 保険契約者が、約款第22条第4項に基づき日本貿易保険により保険契約を解除された場合
 - 三 前号に掲げる場合ほか、保険契約の締結が限度額設定型貿易保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合

第4条 ～ 第6条 (略)

(仮陸揚貨物の取扱い)

第7条 約款第3条第1号又は第2号に規定する仲介貿易貨物には、積替え等のため本邦を経由する外国貨物であって、昭和55年12月1日付け55貿入税第31号「外国為替及び外国貿易法(輸入関係)基本通達」の1-4-3仮陸揚貨物の解釈で定める貨物を含むものとする。

第8条 ～ 第17条 (略)